

土地の境界問題でお困りの方へ

境界トラブルを解決したい……

土地の境界線がわからない……

無料

土地の境界紛争に関する 相談会の開設について

予約制

静岡地方法務局と静岡境界紛争解決センターでは、土地の境界をめぐる紛争について、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADR(裁判外紛争解決制度)による解決手段の提案並びに当該手段の概要(費用、効果及び処理期間等)の紹介及び利用方法について説明するなど、相談内容に応じた適切な解決方法の案内をするための相談会を次のとおり開設します。

1. 開設日時

平成29年8月22日(火)

午前の部 午前10時から午後0時まで

午後の部 午後1時から午後5時まで(最終受付4時)

※1回の相談時間を1時間として、原則**予約制**とします。

※相談費用は**無料**です。

※**関係資料をご持参**いただくと、ご相談が円滑に進みます。

2. 相談会場

静岡地方法務局(静岡市葵区追手町9番50号) 大会議室(2階)

3. 相談の予約先

静岡地方法務局不動産登記部門 地図整備室・筆界特定室

TEL 054-254-3555(代表)

音声ガイダンス終了後、「5」を選択し、「境界問題相談会の予約」と伝えてください。

4. 相談員

法務局職員・認定土地家屋調査士

静岡地方法務局

〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50
TEL 054-254-3555

**静岡県土地家屋調査士会
静岡境界紛争解決センター**

〒422-8006 静岡市駿河区曲金6-16-10
TEL 054-282-0910

土地の
正しい境界線が
どこか
わからない……

境界問題で困ったときはご相談ください!

相談会については、裏面をご覧ください。

相談の流れ

当事者

法務局・地方法務局

連携

土地家屋調査士会

静岡地方法務局 筆界特定室
TEL 054-254-3555(代表)

静岡県土地家屋調査士会・静岡境界紛争解決センター
TEL 054-282-0910

筆界特定制度

公図(地図)の筆界(境界)が不明となった場合に、筆界特定登記官が土地家屋調査士等による筆界調査委員の意見に基づき真実の筆界を特定します。本人若しくは代理人が筆界特定申請書を法務局に申請します。

裁判外紛争解決制度(ADR)

土地の境に争いがある場合に、土地家屋調査士と弁護士が当事者双方の話し合いを通じて、裁判によらない柔軟な解決をサポートします。相談若しくは調停の申立書を土地家屋調査士会に申し立てます。

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地における筆界を特定します(申請者等の意見に拘束されずに、真実の筆界を探し出します。)

連携

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じます(民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。)

筆界特定制度は
筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

※明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

土地家屋調査士会ADRは
境界問題の解決を目指してお手伝いします。

※相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

静岡地方法務局

〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50
TEL 054-254-3555

**静岡県土地家屋調査士会
静岡境界紛争解決センター**

〒422-8006 静岡市駿河区曲金6-16-10
TEL 054-282-0910